

ID: 502

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特定入所者介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (特定入所者介護予防サービス費の支給) 第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所療養介護 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第97条の3の規定による。 介護保険法施行規則 (法第61条の3第1項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者) 第97条の3 法第61条の3第1項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。 (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス(法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。 イ 第1号被保険者(ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が120万円を超える場合 1500万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあっては、500万円) (1) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。(2)及び(3)において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)	

(2) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)) (3) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額 ロ 第1号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が80万円を超え120万円以下である場合 1550万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあっては、550万円) ハ 第1号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が80万円以下である場合 1650万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあっては、650万円) ニ 第2号被保険者(ホに掲げる者を除く。)である場合 2000万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあっては、1000万円) ホ 老齢福祉年金の受給権を有する者である場合 2000万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあっては、1000万円) (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費(法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの (3) 被保護者			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日